シンボルマーク及びイメージキャラクター使用規定

(目的)

第１条　この規定は，公益財団法人かごしまみどりの基金(以下，「基金」という)が定めたシンボルマーク及びイメージキャラクター（以下，「シンボルマーク等」という）を，県民の方々へ緑化に対する理解を深めていただくことを目的として使用する場合に必要な事項を定める。

　(使用承認申請)

第2条　シンボルマーク等を使用する者は，あらかじめシンボルマーク及びイメージキャラクター使用に係る使用申請書を基金に提出し，承認を受けなければならない。

　　　　ただし，次の各号のいずれかに該当する機関・団体が緑の募金活動や緑化の普及啓発等のPRのため使用する場合はこの限りではない。

（１）　国土緑化推進機構

（２）　鹿児島県内の地方公共団体

（３）　報道機関

（４）　緑の募金事業の採択を受けた団体等

（５）　その他常務理事が適当と認める者

　(使用承認)

第3条　基金は前条の規定による申請があった場合，その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き，使用を承認するものとする。

なお，基金が必要と判断する場合は，条件を付すことができる。

（１）　「緑の募金」活動に従事するものの品位を傷つけ，県民の緑化への正しい理解を妨げるおそれのあるとき

（２）　シンボルマーク等の使用方法が第1条に掲げる目的に合致しない場合

（３）　法令若しくは公序良俗に反する，又は反するおそれがあるとき

（４）　特定の個人，政党，宗教団体，反社会的勢力を支援または公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき

（５）その他常務理事が不適当と認めたとき

　(使用料)

第4条　使用料は無償とする。

　(使用の際の遵守事項)

第５条　シンボルマーク等を使用する者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　承認された内容により使用し，基金の付した条件に従うこと。

（２）　色，形式等を変更しないこと

（３）　承認期間を遵守すること

　(承認の取消し)

第６条　基金は，シンボルマーク等の使用が規定および承認の内容に違反していると判断した場合は，承認期間にあっても承認の取消しを行うことができる。この場合，申請者に損害が出た場合，基金は一切の責任を負わないものとする。

附則

この規定は，平成31年3月28日から施行する。

　附則

この規定は，令和2年8月7日から施行する。

以下，当規定対象のシンボルマーク及びイメージキャラクターを示す。

※グリーン太郎については，相談に応じて変則的な使用も可能。例)募金箱Ver.

①　かごしまみどりの基金　　　　　　　　　　②イメージキャラクター

シンボルマーク　　　　　　　　　　　　　「グリーン太郎」

　　　　　　　　　 　　

例)募金箱Ver.



**シンボルマーク及びイメージキャラクター使用に係る使用申請書**

令和　　年　　月　　日

公益財団法人かごしまみどりの基金

　理 事 長　塩田　康一　　殿

申請者

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

このたび、下記目的で、「シンボルマーク及びイメージキャラクター」を使用したいので申請いたします。

申請内容(※欄はシンボルマーク等を使用した商品を販売する場合のみ記入してください)

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用方法 | (種類・名称・規格等) |
| 製作個数 |  |
| 使用期間 | 　　　　　年　　月　　日～　　年間 |
| ※商品名 |  |
| ※小売り価格 |  |

使用期間は，最長５年間までとし，必要であれば更新できるものとする。

更新については使用期間満了1カ月前までに基金に報告するものとする。